○練馬区区民意見反映制度に関する規則

平成23年3月31日 規則第24号

(目的)

- 第1条 この規則は、練馬区政推進基本条例(平成22年12月練馬区条例第45号) 第14条の規定に基づき、区民意見反映制度に関し必要な事項を定めることにより、区民等の参加・参画による区政の推進に資することを目的とする。 (定義)
- 第2条 この規則において、つぎの各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各 号に定めるところによる。
 - (1) 区民意見反映制度 区民等の生活に広く関わりのある練馬区(以下「区」という。)の総合的な施策に関する基本計画、基本的な制度を定める条例等 (以下これらを「計画等」という。)の策定に当たり区民等にその原案(以下「計画等の案」という。)を公表し、これについて提出された区民等からの意見を考慮して当該計画等を策定する一連の手続をいう。
 - (2) 区民等 練馬区政推進基本条例第2条第2号に規定する区民等をいう。 (適用範囲)
- 第3条 区長は、つぎに掲げる事項について、区民意見反映制度を適用する。
 - (1) 区の総合的な施策に関する計画の策定および重要な改定
 - (2) 前号に掲げるもののほか、区の施策の基本方針または基本的な事項を定める計画の策定および重要な改定
 - (3) 基本的な制度を定める条例の制定、廃止または重要な改正に係る基本的な事項
 - (4) 区民等の利用に供される大規模な施設の建設に係る基本計画の策定および重要な変更
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、区民意 見反映制度を適用しないことができる。
 - (1) 前項各号に掲げる事項が緊急性を要する場合

(2) 前項各号に掲げる事項に関し、法令等により意見聴取等が定められている場合

(計画等の案の公表)

- 第4条 区長は、前条第1項の規定により区民意見反映制度を適用する計画等の 案を定めたときは、当該計画等の策定前に公表しなければならない。
- 2 前項の規定による公表は、つぎに掲げる方法により行うものとする。
 - (1) 区の広報紙への掲載
 - (2) 区のホームページへの掲載
 - (3) 計画等の担当課窓口、図書館、区民情報ひろばその他区長が指定する場所での閲覧(これらの場所における閲覧が困難であると区長が認める場合にあっては、区長が別に定める方法)
- 3 区長は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げるもののほか、説明会の開催その他の区長が適当と認める方法により計画等の案を公表するものとする。
- 4 第1項の規定により公表した計画等の案は、公表の日から20日間以上縦覧に 供するものとする。

(意見の募集等)

- 第5条 区長は、前条第1項の規定により公表した計画等の案について、区民等から意見を募集する。
- 2 区長は、前項の規定による意見の募集に当たっては、当該意見の提出方法、 提出期間その他必要な事項について、計画等の案を公表するときに明示しなけ ればならない。
- 3 第1項の規定による区民等の意見(以下この条において「意見」という。) の提出期間は、計画等の案の公表の日から起算して20日間以上とする。
- 4 意見の提出方法は、つぎに掲げる方法によるものとする。
 - (1) 指定場所への持込み
 - (2) 郵便
 - (3) ファクシミリ
 - (4) 電子情報処理組織

- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が適当と認める方法
- 5 区長は、意見の提出を受けるときは、区民等に対し、つぎに掲げる事項の明 示を求めるものとする。
 - (1) 氏名(法人その他の団体にあっては、名称および代表者の氏名)
 - (2) 住所(法人その他の団体にあっては、主たる事業所の所在地)
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項 (意見の取扱い)
- 第6条 区長は、区民等から提出された意見について検討し、計画等への反映に 努めるものとする。

(意見等の公表)

- 第7条 区長は、第5条第1項の規定により区民等から意見を募集したときは、 つぎの各号に掲げる事項を公表しなければならない。
 - (1) 区民等から提出された意見の概要
 - (2) 区民等から提出された意見に対する区の見解
 - (3) 計画等の案を修正したときは、当該案に係る修正の内容
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項
- 2 前項の規定による公表の方法については、第4条第2項の規定を準用する。
- 3 第1項の規定による公表の期間は、公表した日から起算して3か月以上また は計画等の策定をした日から起算して1か月以上とする。
- 4 区長は、意見を提出した区民等から当該意見に対する回答を求められたときは、第1項第2号の区の見解を当該区民等に送付するものとする。ただし、回答を希望する者が著しく多数となった場合は、この限りでない。
- 5 区長は、第1項の規定による公表をすることが、個人または団体の権利その 他正当な利益を害するおそれがあると認めるときは、同項の規定にかかわらず、 公表しないことができる。

(実施状況の公表)

第8条 区長は、定期的に区民意見反映制度の実施状況について、区の広報紙へ の掲載その他の適切な方法により公表する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

付 則(令和3年3月規則第37号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。